

対象者 様

栃木県教育委員会事務局義務教育課長

定年引上げ及び定年前再任用短時間勤務制に係る説明会の実施について（通知）

このことについて、定年前再任用短時間勤務者の決定等に向け、下記のとおり説明会を実施いたします。

つきましては、説明動画を視聴の上、**「定年引上げに係る調書」を期限までに御提出願います。**

記

1 対象者

- ・現に正規教職員として小・中・義務教育学校に勤務し、令和 9 (2027) 年 3 月 31 日時点において、60 歳、61 歳である者
- ・現在、定年前再任用短時間勤務の者で、令和 11 (2029) 年 3 月 31 日に任期が満了する者
- ・60 歳に達した日以後に退職し、令和 9 (2027) 年 3 月 31 日時点において、61 歳である者

2 説明会の持ち方

- (1) 全体説明及び調書の作成について
説明動画を視聴し、「定年引上げに係る調書」を作成してください。
- (2) 動画の視聴可能期間について
令和 8 (2026) 年 6 月 12 日（金）から 6 月 21 日（日）まで
- (3) 説明動画について
 - ・次の URL 又は二次元コードから動画を視聴してください。

『定年引上げ及び定年前再任用短時間勤務制に係る説明動画』

<https://youtu.be/80AB-mpbIJc>



※ 説明動画は、上記の動画の概要欄にリンクを掲載しています。概要欄から動画を選び視聴してください。

- (4) 配付資料（御準備の上、動画を視聴してください。）
 - ・資料 1 「令和 9 年度定年前再任用短時間勤務制の概要について（小・中・義務教育学校用）」
 - ・資料 2 「定年引上げに係る調書記入要領」
 - ・「定年引上げに係る調書」

3 「定年引上げに係る調書」の提出及び定年前再任用短時間勤務希望等の報告

- ・定年前再任用短時間勤務を希望する場合は、**各教育事務所で設定する期限までに、「定年引上げに係る調書」を当該教育事務所の担当者に提出してください。**なお、定年前再任用短時間勤務を希望しない場合は、お手数ですが、その旨当該教育事務所の担当者に報告していただきますようお願いいたします。
- ・県の非常勤講師を希望する方については、1 月頃（予定）に各教育事務所のホームページ等で別途公開される募集要項に基づき応募していただくようお願いいたします。